

第10期 第6回 男女平等参画推進審議会議事録（要旨）

開催日時	平成21年6月22日（月）午後7時～9時
開催場所	立川市女性総合センター・AIM 第2学習室
出席者	松田美佐、露木肇子、野中 映、丸山和夫、中村陽子、加藤恭子、太田靖敏、田中愛誠、二場美由紀、川合 薫、事務局（部長以下5名）
傍聴者	なし
配布資料	<p>① 立川市第5次男女平等参画推進計画における主要課題の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力の防止 <p>② 立川市における配偶者等からの暴力被害者支援体系図</p> <p>※ 前回審議会の資料も併せてご持参願います。</p>
議 事	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>第5次男女平等参画推進計画の策定に向けての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力の防止について ・今後の審議会での検討内容と日程について <p>委員</p> <p>それでは第6回の推進審議会を始めます。まず、事前送付されたものが今回の会議の資料です。また、今日は前回の議事録要旨と平成20年度事業概要が配布されました。要旨についてはご確認いただき、内容に誤り等あれば今月いっぱいまでに事務局へご連絡ください。事業概要についてはお持ち帰りいただいでご覧ください。それでは議事に入ります。今回は、配偶者からの暴力の防止のまとめです。お手元に届いている資料を基に、議論をお願いいたします。不明な点があればご質問ください。</p> <p>委員</p> <p>市</p> <p>資料①は答申のたたき台の案となるものですか。</p> <p>①につきましては、4月24日に行った庁内の幹事会で検討した内容に、5月11日の審議会で議論していただきました。その内容をまとめたものです。皆様からのご発言をある程度凝縮してこの内容にいたしました。この内容でよいかをご検討いただければと思います。</p>

委員	資料②で、被害者が相談してDVが発覚する場合と、市が発見する場合というものが記載されています。身体的な暴力であれば発見しやすいと思いますが、精神的な暴力や、経済的な暴力を発見する場合というのはどういう場合を想定していますか。
市	いろいろな方が相談にいらっしやる中で、相談の内容にはなかなか具体的に出てこないものであっても、相談に応じた担当者がある程度察知するということになります。
委員	これからこのような手立てをとっていくということですか。
市	これは現在の体制の体系図です。
委員	資料②は非常にわかりづらいです。これは市民の方に向けて、現在こういう取り組みをしているからこういうアプローチができるよ、という資料ですか。
市	これは審議会委員の方々へのご説明用です。
委員	そうすると、学校や病院が相談や発見の場になったり、ということはないのでしょうか。これは、学校や病院の取り組みは、市として取り組んでいることではない、という位置づけですか。
市	立川市の場合の体系図ということですか。
委員	病院などとはDVや児童虐待の協力体制をとっていないということですか。
市	具体的にはっきりと協力体制をとっているということではありませんが、そういう通報もあることはあります。
委員	学校は市の部署ではないのですか。
市	教育委員会が進んでDVを発見する体制をとっているという現状ではありませんが、学校の連携としては、その体系図にありますように学務課にすべての情報が集まるようになっています。
委員	立川市の婦人相談員は1名ですね。
市	はい。相談や出かけているときは、生活福祉課にいる職員によるフォローがされています。
委員	資料②では、本人にDVの自覚がある場合は婦人相談員に相談するようになっていますが、ご本人に自覚があれば、東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターにも相談すると思います。

	市	これは審議会委員の方々にご理解をいただくための体系図ですので、ご本人に自覚がある場合は市の婦人相談員に行くこともある、という意味です。もちろん、都のウィメンズプラザや女性相談センターに行く場合もあります。
	委員	ということは、市に直接というルートでいくと、婦人相談員または、男女平等参画課や関係各課が対応しているということですね。
	市	例えば男女平等参画課にご相談があった場合には、東京ウィメンズプラザや女性相談センターをご案内する場合もございますし、市の婦人相談員におつなぎする場合もございます。
	委員	その場合に、立川市内にあるいは立川市に関わる方のDVに関する状況を包括的に把握しているところは市の中にあるのですか。
	市 委員	婦人相談員さんです。 法的には都の方にはDV被害者への対応する義務がありますが、市のほうでは対応義務が法的にない、ということですか。
	市	DV法が改正されたので、市町村もDV被害者支援の基本計画や相談体制をとることが(努力)義務となっています。どこの市町村も、これから体制づくりをしていくという状況です。今日も都内各市町村の男女平等参画担当課長が集まる会議がありましたが、基本計画を策定したところもまだ2市(東久留米市と国分寺市)という状況です。
	委員	資料②の質問ですが、DVの被害者の方が市の部署に相談に来た場合にDVと判明すれば、市のそれぞれの部署で対応する、という流れなのですか。
	市 委員	それぞれの部署から婦人相談員に行くという流れです。 一方、病院やその他の機関で、DV被害が疑われる、という場合は、(その機関から市に)直接アプローチするという流れはありますか。
	市	その体制づくりをこれからする、というところですか。今までにも健康推進課など、医療機関と関係のある課もありますので、全く連携がない、というわけではありませんが、連携を明確にしているものがない状態です。
	委員	婦人相談員は個々の問題まで関わって、どういう形で措置

	<p>がします。もともとは売買春に関わった女性の保護が目的ではじまったのがこの制度です。DVに関しては、この法律がなかったときに、この制度を利用して何とか対応できた、という経緯があります。ですので、そもそもDV法にそのまま使うのはちょっとおかしいと思います。</p> <p>委員 名称から受ける印象というのはとても大事です。婦人相談員と書いてあると(男性は相談に)行きにくいですが、別の名称だと行ってもよいのだということになるのではないかと思います。変えられる変えられないは別として、提言に入れることに賛成です。</p> <p>松田委員 1つは婦人という言葉についての問題と、もう1つは婦人(相談員)というと女性を想起させるため、男性を排除する、男性を排除しかねないということの2点において、この用語について提言するというのでよいでしょうか。</p> <p>委員 質問です。「男女共生社会実現のための立川プラン～平成19年進捗状況報告書」(仮)の18ページでは、「生活福祉課の女性相談員」となっているのですが、この女性相談員と婦人相談員は違いますか。また、17ページにある母子自立支援員の業務内容を教えてください。それから、暴力被害者の保護・自立に向けた支援として、「被害者支援に取り組む民間団体の活動を支援」とありますが、これは具体的にどのようなものですか。また、どのような連携をしているのでしょうか。</p> <p>市 母子自立支援員は子育て推進課にいます。すでにひとり親になった方たちの手当ての申請や、自立就労の支援を行っています。婦人相談員と母子自立支援員は連携して業務を行うことも多いです。ただし、母子のみです。また、民間団体への支援は、多摩地区のシェルターの連絡協議会に補助を行っています。シェルターは6箇所あるとのことですが、場所や活動状況などは秘密になっており、把握しているのは婦人相談員だけです。</p> <p>委員 あくまでもシェルターは一時的な保護施設で、その後自立し、安心して生活できるのは別の施設ということですね。</p> <p>委員 シェルターは長くて2週間ぐらいしかいられないということですが、その後はどのようになりますか。</p> <p>委員 それは緊急一時保護施設のことで、シェルターに入るのは</p>
--	---

	<p>その後です。シェルターはもう少し自由が利きますし、長くいられます。</p> <p>それらの措置についても、婦人相談員が最後まで担当します。ですので、婦人相談員は居所等すべてを把握していますが、わたしたちにも秘密になっています。今回の定額給付金のDV被害者への給付のために、立川市の人がどこに住んでいるかの調査をしましたが、1ヶ月以上経った今でも把握仕切れていません。</p> <p>DV被害者への定額給付金給付は、各市の対応に任されているということですが、各市によって対応はまったくまちまちのようです。</p> <p>資料①についてもご検討、ご発言をお願いします。</p> <p>3ページの(4)の関係機関との連携で、5行目「スムーズに展開するための組織作り」というのは具体的にどのような動きがありますか。</p> <p>これは審議会の皆様からもご指摘がありましたように、立川市には関係機関との連携の体制が整っていないというご指摘をいただいたので、これから体制づくりをするという意味で記載しております。実際に法律の中で、関係機関との連携ということがうたわれていますので、法律で求められている要件は計画の中に盛り込む必要があると考えております。</p> <p>立川市に高齢者虐待防止のネットワークや、子育て支援のネットワークがすでにあり、すでに動いています。そのような団体に出ておられる方々で行政、医療機関、警察など、DV被害者支援に関しても連携したい団体さんが重複しておられますので、そのような方々に出てきていただくとスムーズに連携がとれるのではないかと思います。</p> <p>広域連携と地域連携というのは具体的にどのようなものを考えていますか。</p> <p>地域連携というのは、立川市内に関係した機関との連携を、広域連携は近隣他市との連携が考えられると思います。DV被害者支援というのは立川市だけでできる施策でもありませんので。</p> <p>1ページ、現状と課題の中の子どもの被害のところ、次の世代への連鎖に繋がることとなります、という記載があ</p>
市	
委員	
委員	
委員	
市	
市	
委員	
市	
委員	

	<p>りますが、これは問題です。被害者はこのことを非常に恐れています。母親は必ず子どもに連鎖するのではないかと思ひ、また子どもも自分も連鎖するのではないかと思つてとても心配しています。反面教師となつて、とても優しい子に育つ子もいるとなだめるようなこともありますので、このように決め付けると読んだ方を傷つける場合もあります。ですから、…繋がることもあります。ぐらひにとどめていただく方がよいと思ひます。それから1ページの下から3行目、男女平等の固定的役割分担の平等はいらなひと思ひます。</p> <p>委員 1ページ目の2段落目、経済的な自立が困難な女性に対する暴力とありますが、「経済的な自立が困難な」はいらなひと思ひます。また、配偶者暴力の連鎖のところの「配偶者」はいらなひと思ひます。それから1番下の行の市民の意識啓発や相談体制の整備等に次のとおり取り組みます。のところに、予防教育も入れていただきたいと思ひます。また、2ページの(1)の6行目、…講座の開催等の啓発活動を積極的に行ひ、重大な事故に繋がらなひようにしなればなりませんというのは、積極的に行ふ必要があります。でよいのではないでしようか。それから3ページの具体的施策のところ、「相談体制の簡素化…の簡素」というのは、一般的な表現でしようか。</p> <p>市 イメージとしては「たらいまわしにしない」という意味です。</p> <p>委員 その意味だと私も思ひました。簡素というのがちょっと引っかけました。これは、「相談体制の簡素化と二次被害防止のための職員教育の充実」とありますが、2つに分けて明記した方がよいと思ひます。2つとも大切な課題ですので。</p> <p>委員 簡素に代わる言葉としては「一元化」ということではないでしようか。</p> <p>委員 相談窓口は一元化するのですか。</p> <p>委員 体制は一本化しても、窓口はたくさんあつた方がよいと思ひます。そしてどの窓口に行つても共通の質の高い体制になっているということが必要です。</p> <p>市 相談窓口の整備ではいかがでしようか。</p>
--	--

	委員	整備と充実で。
	委員	体制についてはどこに書くのでしょうか。
	委員	窓口だけではなくてそのあとも脈々と支援が続かなくては。
	委員	相談体制の充実というのはほかのところにもいくつかありますね。
	市	若干重複して掲載しているところもございます。ですので、
		(3) 被害者の自立支援と人材育成の項については、相談体制の簡素化という記載をはずしてもよいのかなと思います。二次被害防止については重要なことと認識していますので、残させていただきます。
	委員	(1) 早期発見のところは窓口の整備を明記して、(3) 被害者の自立支援と人材育成には体制とか職員教育の充実を載せた方がよいと思います。どこで担当するのかがイメージとしてつかめないで、全体的に記載があやふやになってしまっていると思います。
	市	施策の後に事業がぶら下がってきます。現在調査をかけたところで、各課から60ぐらいの具体的事業があがってきています。これをこれからどこに位置づけるか、というところですね。
	委員	加害者側の相談については対応する予定はありますか。どこの自治体も手をこまねている状態だと思いますが、加害者の方も救わなくてはならない対象ではあります。妻と子どもが突然いなくなり、自分に非があることを理解できずにただ絶望的になり自殺する、などというケースもあります。もしくは非常に自分を責めてしまうケースもあります。
	委員	加害者の相談窓口ということで始めにイメージしたのは加害者更生プログラムのことです。更生プログラムという明記の仕方と相談ではイメージとして全く違います。被害者支援の充実がこれからのところに、加害者の支援の充実ができるかという、(難しいと思います。)そういう意味では加害者の相談窓口というのは記載しづらいとおもいます。
	市	加害者のケアという形でどこかに入れた方がよいのでは

		うか。
	委員	加害者更生プログラムが必ずしも効果があるものではないので…。
	委員	必ず効果があるものではないのですが、かといって加害者をそのままにしておくと、相手を換えて次々と繰り返す、ということが起きます。処罰もありませんし。
	委員	加害者更生プログラムを行っている民間団体に「アウェア」というところがあるようです。
	市	加害者のことについては、具体的施策として盛り込めるかどうか、というところで検討させていただければと思います。
	市	市が取り組むべき施策かどうか、というところで判断させていただきます。
	委員	八王子市に加害者の相談について要望した際には、心の相談室の方は、男性も女性も受け付けていますのでそこを紹介するといわれました。
	市	心のケアをすることは立川市でもできるかとは思いますが、加害者更生プログラムを立川市でやるかという1自治体が行う範疇を超えていると思います。
	市	女性総合センターのカウンセリング相談では、男性の相談も受け付けています。
	委員	「男女共生社会実現のための立川プラン～平成19年進捗状況報告書」の事業番号22には、加害者に対する更生対策についての情報収集と提供という事業があり、第4次計画の中では情報収集となっているので、今後の計画の中で施策として反映できる可能性があるのではないかと思います。加害者からの相談を受けることや、医療機関との連携の中で、できることもあるのではないのでしょうか。
	市	当然加害者の情報についても収集が必要ということで、この項目になっているものだと思います。第4次の計画が立ち上がった当時、加害者側からの研究も新しい考え方としてあったと思います。ただ、現在国も研究中の状態とすれば、まだ1市町村がこれらのプログラムを実施できる状況ではないと思います。第5次の計画でも、情報収集ということでしたら掲載は可能かと思いますが、長い目を見て、5年後などに向けてまた準備していく。また途中であっても状況が変わっ

	<p>ていれば何かできるかもしれませんし、それに向けて引き続き情報を収集していくということは、この項目に限らず必要だと思っています。</p> <p>委員 いくら対処療法をやっても元を絶たない限りは永遠に続くと思います。「今後の施策に反映できるように研究します」と書かれている以上は、どうしてそういうふうになってしまうのか、もしかしたら自分ではどうしようもないプログラムが心の中に作られている人がどんどん増えているかも知れない。そういうことをなるべく減らせるような、お互いの関係性をもっと深められるような取り組みは、手遅れということはないのではないかと思います。そのために、どんどん情報を収集していただいて、わたしたちとしてもよいものは取り入れて行っていただきたいと思ひますし、そういう前向きな方策をとらない限りいくら自立支援をしても、暴力をふるう気質がある人は（それを続けてしまうと思ひます）。結婚してみても初めてそういう面が判明する場合も多いと思ひます。最近28歳の女性が亡くなる事件がありましたが、あれも暴力によるものと聞いています。とにかく、今できるところから情報を収集して、施策に反映していただきたいと思ひます。すでに第4次のプランに書かれていることでもありますので。</p> <p>委員 このプランを見ると、「情報収集と提供」となっていますが、事業の概要を見ると、「暴力加害者の更生対策の取り組みについての情報収集に努め、今後の施策に反映できるように研究します」とあり、収集の部分しか言及されていません。これを提供の部分に踏み込んだ形の提言を作るということはどうでしょうか。取り組みをする、ということの前に、まず収集をした情報を提供するということをしては。</p> <p>委員 被害を受けた女性が逃げて、どこかの窓口に駆け込んできた場合には、警察に連絡することもあるのですか。二次被害を恐れてあえてしないということもあるのですか。</p> <p>委員 警察にも連絡します。それが基本です。むしろ二次被害を恐れている場合ではない、ということが多いです。</p> <p>委員 資料には警察との連携という文言もたびたび出てまいりますが、具体的な連携協力のありかたというのは、この審議会の中で話し合うことではないでしょうか。これは行政の施策</p>
--	--

	<p>の範囲のことですか。さきほど市が司法の及ぶ範囲のところはとりあげるのに限度がある、とおっしゃいましたが。</p> <p>市 DV被害者における警察との連携につきましては、警察に届け出ますと、住民票を（加害者等には）交付しない、ということが法で決められております。また、傷害事件となった場合には地方公務員には当然通報義務があります。法で定められていることのほかに、どんなことができるのか、というところを、これから詰めていくところです。</p> <p>委員 例えば具体的に1委員の私が、警察へ、女性の警察官に婦人相談員の役割を分担してもらうようなことを要望しても良いでしょうか。DVに対応するということで警察に連絡して、男性の警察官が担当した場合、加害者をかばうような2次被害に遭うこともあるかもしれません。</p> <p>委員 女性の警察官がDV事件に関与する、というようなことはあまり聞いたことがありません。男性の加害者は、とても男尊女卑の傾向が強く、女性の言うことはあまり聞きません。裁判でも女性の裁判官だと言うことを聞かず、男性になるとすぐ言うことを聞き始めるということが露骨にあります。そのためか警察では生活安全課の男性が呼び出して注意する方が効きます。そういう意味では、女性の相談に乗るのは女性の警察官の方がよいかもしれませんが、実際に加害者に説教をするのは男性の方が良いかもしれません。</p> <p>市 そういったことはこれから構築するネットワークの中でつめていきたいと思います。</p> <p>委員 先ほどの委員のご意見について申し上げますと、まず婦人相談員を増やすべきだと思います。警察と婦人相談員の役割はまったく別です。婦人相談員は加害者と会うことは決してしません。支援者は加害者から暴力を受けたり、付けねらわれたりするケースもあります。被害者はもちろんのこと、婦人相談員や支援者の安全をまず第一に考える必要があります。前面に出るのはよくないです。警察との連携については、保護命令の申請した後に、自分の荷物を取りに行くときに同行してもらうなどといったことが考えられると思います。</p> <p>委員 結局、被害者に暴力をふるってケガをさせたりして犯罪とならない限りは、加害者への社会的な制裁は何もないということでしょうか。本人には罪の意識が全くないわけですし。</p>
--	--

委員	個人差があることなのではっきりとは言えませんが、加害者更生プログラムもあまり功を奏していないのを見ると、本人に罪の意識を持たせるのはかなり難しいことだと思います。子どもの頃から植えつけられているジェンダーや男尊女卑、力による支配のこうぞ合うなど、根深い問題があると思います。
委員 委員	変わるということは、ほとんど期待できません。 お互いに人権を尊重するということを求めても、それは難しいわけですね。 被害を受けた人は逃げるか関係性を絶つしかないわけですね。
委員 委員	ないと思います。 では、被害者に対しての経済的な支援や精神的な支援をできるかぎり行った方がよいということですね。
委員	本来でしたら加害者が家を出るべきなのに、被害者が今までの関係性をすべて断ち切って逃げて、隠れるようにして生き延びなければならない、というのは、本来おかしな話だと思います。
委員	例えば離婚したような場合は、一緒に築いたようなものは、本来分けるべきだと思いますが、全くそれも無く逃げるだけということになるわけですね。
委員	日本では被害者が逃げて、全てを1からやり直すということになってしまっています。諸外国では加害者が出て行くというケースもあるようですが。
委員	そのあたりを踏まえると、短期的な被害者の保護という問題と、DVということ自体の問題性を広く多くの人に知らしめるということが施策上重要ということになると思います。そのところに社会的な理解がないと加害者は変わらない、被害者は逃げるだけ、というままになってしまいますので。
委員	資料①の文言を見ますと、「相談体制」があちこちに入っています。この「体制」という言葉をひとつの組織的な形作りと、そうでない場合に使っている場合があるようです。例えば、1ページの一番下の相談体制の整備、2ページ（1）具体的な施策の例示の中の早期発見のための体制の整備、それから、（2）の5行目の相談したいときにいつでも相談できる体制の整備、具体的施策の中にも相談体制の充実など、す

	<p>こしずつ意味を変えながらも体制という言葉を使っています。何か概念がすっきりしない感じがいたします。表現を変えてみてはどうでしょうか。</p> <p>少し検討させてください。</p> <p>体制という言葉のあとには、具体的に事業が付いてきます、ということだったので、その事業を具体的に示していただいて、体制が何たるかがわかれば解消されるのかなと思います。それから、さきほど1ページの一番下には予防教育を追加してください、と申し上げましたが、具体的施策として予防教育の実施なども書いていただければと思います。</p> <p>1ページの一番下の施策展開の方向性のところで、意識啓発や相談体制の整備がありますが、そここのところの記述をもう少し深めて、柱として掲げていくことなどを具体的に盛り込んだ方が良いと思います。それを盛り込むに当たっては、市レベルでできることと、そうでないことの整理が必要かなと思います。市が協力的に行うことと、啓発として行うことなど、いろいろな分類があるとは思いますが、そういうことも少し盛り込んだ方が、せつかく市が重点課題の柱として掲げているのですからよいと思いました。協力的なことも、できる限界があるのかもしれませんが、啓発も例えば学校レベルでどれぐらいのことができるのか、というのはよくわかりませんが。あと、市レベルでできることとして、面談によって啓発するなど、具体的に盛り込んでよいのではないかと思います。足りないところに関しては、そのような教育を要請していきます、など、市としての意思を入れた方がよいと思います。</p> <p>韓国の方がDVに関する政策が進んでいますが、キレイなような訓練をする教育というのをしていると聞きました。子どもころから自分の感情をキレイないようにコントロールする、ということは大事なことです。</p> <p>感情をコントロールすると同時に、いやなことはいやとはっきり言う、自分を大切にする、ということも大切です。それから、被害者の自立支援については、決して経済的な自立だけではなく、心理的なケアが必要です。そのあたりを具体的な取り組みとして明記していただければと思います。</p> <p>DVについての審議は今回が最後となります。今日皆さんか</p>
市 委員	
委員	
委員	
委員	
委員	

	<p>らいただいたご意見を基に、事務局でもう一度この取り組みについて見直していただいて、答申としてまとめていくということになります。皆さんいかがでしょうか。</p> <p>市 それではご意見があれば、6月30日までに事務局にお寄せください。直したものを次回の審議会でお示ししたいと思います。</p> <p>委員 では、6月30日までに、DVについての意見と、前回第5回の議事録の内容確認をお願いします。それから、今後の審議会の審議日程について確認できますか。</p> <p>市 さきほど会長からお話がありましたように、DVについての審議が今回で終わりの予定にしておりますが、DVについてもう少し審議をとということになりますと、日程的な調整が必要となってまいります。このままでよろしければ6月30日までにDVについていただいて、以後の答申案について事務局にて調整させていただくことになります。</p> <p>委員 それでよろしいでしょうか。では次回7月14日は雇用の場における参画の推進ということで議論させていただきたいと思います。それでは本日の審議は終了いたします。ありがとうございました。</p>
--	---